

(様式第 6 号)

評 価 点 の 算 定 方 法

評 価 項 目	配 点	評価基準	評価点
ア 工事成績評定 当該発注工事と同一業種の過去の工事成績評定点（共同企業体の構成員の場合は出資比率 20%以上）の平均値（小数点以下第 2 位四捨五入）により評価する。 評価の対象は、 <u>令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日</u> までに竣工した茨城県土木部発注の 1 千万円以上の <u>土木一式工事</u> ※発注工事と同一業種※の評定点とする。 なお、対象となる評定点がない場合は、平均値を 65.0 点とみなす。	3.0 点	80 点以上	3.0 点
		78 点以上 80 点未満	2.5 点
		76 点以上 78 点未満	2.0 点
		74 点以上 76 点未満	1.5 点
		72 点以上 74 点未満	1.0 点
		72 点未満・対象なし	0 点
イ 企業の施工実績 同種工事を元請けとして施工した実績（共同企業体の構成員の場合は出資比率 20%以上）により評価する。 評価の対象とする工事は、 <u>平成 28 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日</u> までに竣工した国、地方公共団体又は特殊法人等発注の受注金額 1 千万円以上の公共工事とする。	1.0 点	国、地方公共団体又は特殊法人等発注の受注金額 1 千万円以上の同種工事※の実績有り	1.0 点
		上記以外	0 点
ウ 配置予定技術者の保有資格 配置予定技術者の保有資格により評価する。	2.0 点	1 級土木施工管理技士又は 1 級建設機械施工技士の資格を有する。	2.0 点
		2 級土木施工管理技士又は 2 級建設機械施工技士の資格を有する。	1.0 点
		上記以外	0 点
エ 災害協定に基づく地域貢献の実績 茨城県土木部が管理する公共施設（道路、河川、公園等）に関する災害時の応急対策協定の要請に基づく地域貢献の実績及び土木部防災訓練等の参加の有無で評価する。 評価の対象は <u>令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日</u> までの地域貢献の実績及び <u>令和 8 年 5 月</u> に実施した防災訓練等に参加している場合とする。 なお、地域貢献の実績は、防災訓練等に参加している場合のみ評価の対象とする。 ※夜間:17 時～8 時の時間帯 休日:土日、祝日、12/29～1/3	3.0 点	工事箇所のある市町村における夜間・休日※の地域貢献の実績有り	3.0 点
		工事箇所のある市町村における地域貢献の実績有り	2.0 点
		地域貢献の実績有り	1.0 点
		防災訓練等の参加有り	0.5 点
		防災訓練等の参加無し	0 点
オ 防疫業務の実績 茨城県と締結している特定家畜伝染病発生時の防疫業務に関する協定に基づき実施した防疫業務の実績の有無により評価する。 評価の対象は、 <u>令和 6 年度又は令和 7 年度</u> において発注者が当該業務の事実を証明書類により確認できるものに限る	1.0 点	実績有り	1.0 点
		実績無し	0 点

評 価 項 目	配点	評価基準	評価点
カ 地域活動（ボランティア）の実績 茨城県内におけるボランティア活動の実績の有無で評価する。 評価の対象は、令和 6 年度及び令和 7 年度において、いずれも実績のある場合で、茨城県が管理する社会資本（道路、河川、公共施設等）の維持管理に関するボランティア活動とする。 また、活動の内容は令和 6 年度及び令和 7 年度において、共通のもので無くとも良いが、発注者が当該活動の事実を第三者の客観的な証明書類（協定書、感謝状、新聞記事、主催者の参加証明等）により確認できるものに限る。	0.5 点	実績有り	0.5 点
		実績無し	0 点
キ 地域内拠点の有無 工事箇所の存する地域に、本店（建設業法に基づく主たる営業所）がある場合に評価する。	2.0 点	常陸太田市に本店を有する。	2.0 点
		上記以外	0 点
ク 若手又は女性技術者の配置 若手又は女性技術者を当該工事における現場代理人又は主任（監理）技術者として配置の有無で評価する。 評価の対象は、入札公告日時点で 35 歳未満の若手技術者又は女性技術者とし、元請業者と直接的かつ恒常的な関係があり、入札公告日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係がある者とする。	1.0 点	当該業種の主任（監理）技術者の資格を有する若手又は女性技術者を当該工事の主任（監理）技術者又は現場代理人に配置有り	1.0 点
		若手又は女性技術者を現場代理人に配置有り	0.5 点
		若手又は女性技術者の配置無し	0 点
ケ 登録基幹技能者の配置 当該工事で指定した職種の登録基幹技能者を配置する場合に評価する。 評価の対象は、登録標識・路面標示基幹技能者であり、元請業者又は下請業者が雇用する者で、元請けの監理（主任）技術者を除く者とする。【評価の対象とする基準等は当該工事の条件等に応じて定めること】	1.0 点	登録標識・路面標示基幹技能者の配置有り	1.0 点
		登録基幹技能者の配置無し	0 点
合 計	14.5 点		

※競争参加資格の要件に示す同種工事に同じ。